51—06　ＰＵＤＴ

無効審判の請求の制限等

１．審判請求できる期間

(1) 権利の設定登録後であれば、いつでも、権利の消滅後でも無効審判を請求することができる（特§123①③、実§37①③、平 23 附§19②実§37①③、意§48①③、商§46①③、§68④）。

(2) 無効審判は、権利の消滅後でも、請求することができる。例えば権利期間満了による消滅後に権利の存続期間中の侵害行為に対する損害賠償の請求がされたとき、請求をされた相手方は、この権利を無効にすることについて審判を請求できる。

(3) 権利消滅後 20 年を経過し、損害賠償請求権や告訴権などが全て時効により消滅したとき、又は審判事件が係属していないときには、この権利についての無効審判の請求は、その請求の利益がないという趣旨で却下することがある（特登施規§5、実登施規§3②、意登施規§6②、商登施規§17②、→51—19 の６．(4)）。

(4) 商標権については、商§3、商§4 の一部を理由とするものについては、商標権の設定登録の日から 5 年経過後は請求することができない（商§47①）。ただし、商§4①十、十七、同 4①十五については、「不正競争の目的、不正の目的で商標登録を受けた場合」には、除斥期間がない。また、商§46①五に掲げる後発的な不登録事由を無効事由とする無効審判の請求についても除斥期間がない。

２．後発的無効事由により無効にされ、又は放棄された権利に対する無効審判の請求

後発的無効事由（特§123①七、実§37①六、意§48①四、商§46①五等）に該当するとして無効にされたときは、該当するに至った時以前の権利について

は無効審判を請求することができる。

権利が放棄されたときは、放棄に至った時以前の権利については無効審判を請求することができる。

（裁判例）

特許請求の範囲に記載された二以上の発明に係るものの無効審判の係属中に、そのうちの一つについて放棄があり、その放棄に係る発明について審理判断しなかった審決は違法である（東高判昭 53.4.26（昭 52（行ケ）161 号）。

３．請求の制限

権利を維持する審決が確定したときは、一事不再理の適用により審判請求が制限されることがある（特§167、実§41、意§52、商§56①、§68④。→30―02、51―00 の２．(7)ウ、51―19 の５．(3)）。

４．予告登録

特許原簿に記載の予告登録された無効審判請求日と審判官が認定した無効審判請求日とが符合しないときは、審決後、その旨を審判書記官へ通知する（→51―19 の６．）。

（改訂 R1.6）